

学校法人関西学院評議員の報酬等及び費用に関する規程

2024年11月22日
理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、評議員に支給する学校法人関西学院寄附行為第53条の規定に基づく評議員の報酬等、及び費用に関する必要事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員の報酬等とは、報酬、議長手当及び退任記念品料をいう。この評議員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (2) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 評議員会開催1回につき10,000円
- (2) 議長手当 評議員会開催1回につき、報酬とは別に30,000円
- (3) 退任記念品料 別表に定める額

(退任記念品料)

第5条 評議員が退任した場合に支給する退任記念品料の額は、在任年数に応じて別表のとおりとする。

2 在任期間の計算は、就任から退任までの年月数とする。ただし、1カ月未満の端数は1カ月として計算する。

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び議長手当 原則として、評議員会開催日から1カ月以内
 - (2) 退任記念品料 退任の日から1カ月以内
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 死亡による退任の場合の報酬等は、関西学院退職金規程第7条に準じて、その遺族に支給する。

(費用)

第7条 評議員の旅費は、関西学院旅費規程(以下、「旅費規程」という。)を準用し、次によって支給する。ただし、学院から交通費が支給されている評議員については支給区間を除く。

- (1) 国内旅費の計算は、旅費規程の別表1、区分Aによって行う。ただし、近距離の場合は交通費のみとする。
 - (2) 海外旅費の計算は、旅費規程の別表2、区分Aによって行う。
- 2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第8条 この規程を私立学校法第151条の定めにより公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決定する。

附則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2026年4月1日から施行する。

(別表) 評議員の退任記念品料

在任年数	金額
3年1カ月以下	5万円
3年1カ月を超え6年1カ月以下	10万円

6年1カ月を超え9年1カ月以下	15万円
9年1カ月を超え12年1カ月以下	20万円
12年1カ月を超え15年1カ月以下	25万円
15年1カ月を超え18年1カ月以下	30万円
18年1カ月を超え21年1カ月以下	35万円
21年1カ月を超え24年1カ月以下	40万円